令和８年（フ）第１１４１号
千葉県市原市五井東１丁目21番地９　セゾン秀202
債務者　首藤佐知子
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５２号
千葉県習志野市花咲２丁目12番11号　ルア花咲104号
債務者　中里　道明
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５３号
千葉市稲毛区宮野木町1847番地５　あいの木
債務者　浜野　　昇
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７６号
千葉県船橋市本町７丁目４番22号　さつき苑103号
債務者　鈴木まゆみ
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２０７号
千葉市美浜区真砂２丁目24番10号　アンシャンテ21　604号
債務者　篠原　知明
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１５号
千葉市花見川区検見川町３丁目389番地４　ヴィラプロニティ303号
債務者　大倉　孝子
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１７号
千葉県市川市南行徳３丁目16番12―223号（くらしさ南行徳）
債務者　清水　秀子
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１９号
千葉県市川市相之川１丁目21番23―505号（プライムリバティ南行徳）
債務者　戸谷雄一朗
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３２号
千葉県市川市宮久保４丁目24番９号　（エバーグリーン102号）
債務者　坂上　竜一
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３３号
千葉県船橋市習志野台３丁目２番531号
債務者　杉山　桂子
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２９４号
静岡県磐田市国府台307番地１　レオパレスピクシスイワタ108
債務者　佐々木秀記
１　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２９８号
静岡県浜松市中央区西島町103番地　ケアハウス西島502号、前住所静岡県浜松市中央区新橋町1717番地の３　グリーンゲーブルズ103
債務者　川瀬　一豊
１　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１１号
静岡県浜松市中央区向宿二丁目32番38号　コーポソレイユⅦ　102
債務者　松井　来実
１　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２１０号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目45番地１　グランイーズ那覇末吉303、住民票上の前住所沖縄県石垣市字真栄里230番地６　Ｙ－ＢＯＸプコン306
債務者　識名小百合（旧姓田中）
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７９７号
仙台市宮城野区宮千代２丁目19番地の22　クレール小林202
債務者　垣見　靖隆
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８０４号
宮城県岩沼市桜５丁目10番37―Ｃ201号、従前の住所宮城県亘理郡亘理町荒浜字鳥の海７番地３
債務者　太田　　舞
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係